競争的研究費等に関する不正防止対策の基本方針

株式会社高知 IoP プラスは、諸官庁が制定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、不正防止対策の基本方針を策定し、競争的研究費等の運営・管理を行います。

１．責任体系の明確化

競争的研究費等の運営・管理について、以下のとおり責任者を定めます。

（１）最高管理責任者　代表取締役

（２）統括管理責任者　代表取締役

（３）コンプライアンス推進責任者　代表取締役

２．適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備をするため、以下の取組を行います。

（１）　コンプライアンス教育・啓発活動の実施

・競争的研究費等に関与する構成員に対しては、受託事業に携わる時点ならびに受託契約の更改時に、不正防止に関するコンプライアンス教育の受講を義務付けます。

・管理者は構成員（役員・従業員など）のコンプライアンス教育の履行と理解度の記録を一定期間保有し、不正防止に関する誓約書の提出を求めます。

（２）　事務ルールの明確化・手続きや職務権限等の明確化ならびにそれらの周知

・競争的研究費等の実施にあたって遵守すべき事務ルールや社内規程を明確にし、手続きや職務権限を定め、必要時に確認できるように構成員に周知します。

（3）不正告発等があった場合の取扱い、調査及び措置に関する事項を定めます。

３．不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

・不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止するため、次の取組を行います。

（１）　　不正防止計画の推進を担当する者を下記のとおり定めます。

・代表取締役

（２）　　上記担当部署は、不正を発生させるリスクを把握し、不正防止計画を策定・見直しを行い、各種施策を実行します。

４．研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。また、研究費の執行に関する書類やデータ等は、後日の検証を受けられるように、定められた期間保存します。

５．情報発信・共有化の推進

社内・社外からの告発等の通知窓口、および競争的研究費等の使用に関するルール等の相談窓口を以下のとおり設置します。

（通知・相談窓口）

株式会社高知 IoP プラス

住所：高知県南国市物部乙２００番地

電話 070-9376-2888　　E-MAIL：kenkyu-kanri@iop-plus.kochi.jp

６．モニタリング

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、会社全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施します。また、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ります。

2026 年 4 月 1 日

株式会社高知 IoP プラス　代表取締役　　岩尾　忠重